

長野県革新懇ニュース

2025年9月号
発行日 9月10日
会費 2,000円
購読料 3,000円(送料込)
振替 00510-3-15971

309

発行 日本と信州の明日をひらく県民懇話会
(長野県革新懇) 発行人: 山口光昭 編集長: 高村裕
〒380-8790 長野市県町593 高校教育会館内
TEL: 026-234-1231 FAX: 026-234-2219 メール: mail@nagano-kakushinkon.com

==== 今号の主な記事 =====

- 1面 渡辺秀樹さんインタビュー
- 2面 1面続き、「松枯れ対策をめぐる諸問題」村山隆さん
- 3面 被爆80年の今こそ核兵器廃絶を決断すべきとき
書評『戦争トラウマ』、読者の声、漢字クイズ
- 4面 「雨よ降れ」人間の温暖化 窪島誠一郎さん
「信州の大地と私たちの暮らし」花岡邦明さん
映画評論『国宝』内山到さん

長野県革新懇

検索



新聞の究極の使命は

二度と戦争を起こさせないこと

わたなべ ひでき
渡辺 秀樹さん

(信濃毎日新聞編集委員)



駒ヶ根市生まれ、伊那北高校、早稲田大学第一文学部卒。1983年信濃毎日新聞社入社。報道部長、編集局次長、論説副主幹などを経て、2018年から編集委員。新聞連載「憲法事件を歩く」で石橋湛山記念早稲田ジャーナリズム大賞「草の根民主主義部門」大賞、むのたけじ地域・民衆ジャーナリズム賞特別賞、平和・協同ジャーナリスト基金賞奨励賞。新聞連載「芦部信喜 平和への憲法学」等で平和・協同ジャーナリスト基金賞奨励賞。スクープ「判決文コピペカ」でメディア・アンビシャス大賞メディア賞

『憲法事件を歩く』 権威ある賞を受賞

Q 信濃毎日新聞で連載された『憲法事件を歩く』で、第24回「石橋湛山記念早稲田ジャーナリズム大賞」を受賞され、おめでとうございます。大隈講堂での受賞式の感想や、全国を回って憲法事件を追いかけたきっかけ、また、今の思いをお聞かせください。

ジャーナリズムの専門家12人が審査する難関の賞で、信毎は一度も大賞を取ったことがなかった。大賞と聞いて驚くとともに4年間地道にやってきたことが高く評価されたことは率直に言って嬉しいです。

大隈講堂は私の母校のシンボルですし、世界の首脳がスピーチを行ったり、学園紛争の現場になったりした歴史ある舞台に立てたのは、感慨深

かったです。スピーチでは、

新聞の究極の使命は二度と戦争を起こさせないようにすること、その物差しになるのが戦争の反省を随所に刻み込んだ日本国憲法であるということを強調しました。

連載のきっかけは二つあります。一つは政治的状況です。同盟国が攻撃されたら自国が攻撃されていなくても武力行使できる集団的自衛権の行使を認めた安全保障関連法が2016年に施行され、さらに敵基地攻撃能力の保有を求める声が自民党内で上がっていました。現実政治がどんどん憲法の理念から乖離していく状況に、そのギャップを埋める人々の営みを取材することは意義があると思います。判例集は無味乾燥なものなので、そこに人間の息遣いを入れて、当時の裁判官にもできる限り取材し、ドラマティックな読み物にしようと考えました。

もう一つは、「憲法事件を歩く」の前に、憲法学者の芦部信喜さん(駒ヶ根市出身)の連載をしていたことです。芦部さんは米留学を経て日本における憲法訴訟の方法を確立した人で、実際、裁判の証言に立ったり、意見書を提出したりして多くの憲法訴訟に関わりました。その関わりを取材する中で、憲法訴訟に興味を持つようになったのです。

憲法事件の連載はまだ書き終えていません。次は「公務員と人権」をテーマに取材中です。憲法訴訟は広く深い。取材することはまだいっぱいある。達成感に浸っているときではありません。

違憲の疑いがあれば 憲法判断すべき

Q 憲法裁判は、憲法の理念や精神と現実との矛盾、あるいは乖離の調整・検証だと思っていますが、司法のかかわりとも関連させて感想をお聞かせください。

学説では、裁判で憲法判断を求められたら全て判断すべきだという説と、憲法判断しなくても結論が出せるのなら判断しなくてよいという説があり、実務では後者がほとんどです。

典型的なのが、全国で起こされた安部訴訟です。日本の司法は抽象的に憲法判断を求めることができず、具体的な事案で損害賠償などを求める訴訟の中で憲法判断する「付随的違憲審査制」を採っています。そうすると、まだ戦争も起きていないのに損害はないでしよう、憲法判断しないまま棄却されてしまう。安部訴訟はすべてこのパターンです。

ただ、例外もあります。近年では、自衛隊イラク派遣訴訟の青山判決(08年)です。名古屋高裁の青山邦夫裁判長の判決は、結論(主文)こそ控訴棄却でしたが、航空自衛隊がイラクのバグダッドに多国籍軍の武装兵を空輸しているのは憲法9条違反だと違憲判断をしています。青山さんが取材に対し、こう語ったのが印象的です。「戦争が始まっ

て国民が沸き上がれば、もう止めることができないのは歴史が証明している。早い段階で裁判所に救済を求めなければ戦争を止められない」

古くは自衛隊そのものが違憲と裁判史上唯一の判断(73年)をした福島重雄さんいます。今年2月に亡くなりましたが生前、取材で憲法判断しない選択肢はあったか聞くと、「違憲の疑いがあれば憲法判断する。当たり前のこと。判断を避けるのは裁判所がすべきことですか」と怒っていました。

芦部信喜は徹底した 平和主義と人権尊重

Q 『憲法事件を歩く』に先立って、18年6月から20年4月、『芦部信喜 平和への憲法学』を連載されました。そのきっかけと経緯をお話ください。

論説委員時代(13年〜18年)憲法に触れる社説を書くときに先輩に倣って芦部さんの『憲法』という本をよく参考にしていました。そんなとき、憲法改正を目指していた当時の安倍晋三首相が国会で芦部さんの名前を知っているかと問われて「知らない」と答えました。つまり、安倍首相は法学部出身なのに、日本を代表する憲法学者も知らないのは憲法をろくに勉強していない証拠だと言われていました。

芦部さんの実家は駒ヶ根市で、私の小学校通学路沿いにあり、お名前は知っていました。が、何をしたらか当時は知りませんでした。評伝も書かれていませんでした。

18年に編集委員になって何をやるか考えた時、真っ先に浮かんだのが、首相の知らない郷土の偉人、芦部信喜さんの「人と学問」を書くことでした。

した。

芦部さんの憲法論の原点と言えやはり戦争体験でしょう。芦部さんは東京帝大時代、学徒出陣し、航空特攻の試験も受けています。視力の関係で不合格になり、内地で終戦を迎えましたが、多くの仲間を失いました。

その痛嘆の思いが強く、芦部さんの憲法論には徹底した平和主義と人権尊重の姿勢が貫かれています。憲法改正に一貫して反対し、護憲運動を理論的にリードしました。

『芦部信喜』連載中に 二つのスクープ

Q 『芦部信喜』では前川喜平さんや樋口陽一さんをはじめ13人の方にインタビューされ、さらに連載中に二つのスクープを發しました。この点についてお話ください。

インタビューを申し込んだどなたも快諾してくれました。芦部さんへの尊敬の強さを感じました。

初めのスクープについては、中曽根内閣の84年〜85年にかけて開催された官房長官の私的諮問機関「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会」(靖国懇、有識者15人)は公式に初めて靖国問題を議論した貴重なものです。ところがその議事録は当時、国会で公開を求められたが政府は応じず、作成されたかどうか不明でした。

芦部さんの軌跡を追うには、委員になった靖国懇は必須で、当時懇談会の事務局だった内閣官房にダメ元で議